「令和２年度みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備に向けたデザイン及び詳細設計委託」

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

１　目的

人口減少・超高齢社会の更なる進展などにより、都市の活力が低下することが懸念され、人や企業から「選ばれる都市づくり」を進めていくことが重要であり、そのなかでも、都市ヨコハマをけん引する都心臨海部における魅力の向上させることで、本市への来訪者を増やし、滞在時間を伸ばすことが必要です。

開港以来の歴史と魅力を有し、業務・商業が集積するエリアとして横浜経済をけん引してきた関内駅周辺地区は、令和２年６月の市庁舎移転を契機として、関内側エリア及び関外側エリアともに、現市庁舎街区活用事業、横浜スタジアム増築・改修工事、横浜文化体育館再整備事業、教育文化センター跡地活用事業など、「国際的な産学連携」「観光・集客」の実現に向けた大規模施設の立地が続き、来街者の増加による、地区の更なる賑わい創出が期待されます。

こうした大規模施設が面する「みなと大通り」及び「横浜文化体育館へのアクセス動線」は、連続する一つの動線であり、各施設間の回遊性を向上させるとともに、関内エリアと関外エリアの一体性を向上させる重要な動線です。

一方で、現状は車道が広く路上駐車が目立つととともに、既設の自転車歩行者道は狭く、また将来の来街者の増大も見据えると、交差点部においては歩行者溜まりも十分とはいえない状況であるため、車道幅を狭めて歩行者・自転車通行空間を拡充する等、沿道利用状況を踏まえながら既存道路空間の再整備を行い、安全で快適な歩行者ネットワークの強化・拡充を図っていくこととしています。

このような背景のもと、みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備に向けて、賑わいの創出と民間主導の組織づくりにつながるワークショップや、回遊性向上の効果や交通への影響を調べるための社会実験を行い、それらの結果を踏まえた空間デザイン等の道路空間再編整備の検討を深度化させるとともに、道路の詳細設計等を実施するものです。

２　件名

令和２年度みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備に向けたデザイン及び詳細設計委託

３　業務の内容

別添「業務説明資料」のとおり

４　参加資格

当該プロポーザルに係る提案書を提出しようとする者は、次に挙げる要件(1)、(2)を満たし、(3)または(4)のいずれかの要件を満たすこと。

1. 技術者要件

提案書に記載した照査技術者その他の技術者を確実に配置できること。ただし、技術者は、下記のアからオに掲げる要件を満たすものであること。

1. 照査技術者

成果物の内容について、技術上の照査を行う者とし、技術士（総合技術監理部門）の資格を有すること者であること。

1. 管理技術者

業務の管理及び統括等を行う者とし、技術士（建設部門　道路）または、技術士（建設部門　都市及び地方計画）または、RCCM（道路）または、RCCM(都市計画及び地方計画)のいずれかの資格を有する者であること。

1. まちづくりファシリテーター

地域の機運醸成等、将来のまちづくり組織の設立・運営につながる業務等を行う者とし、同種・類似業務の実績（注）のうち（A）の実績を有する者であること。

1. 景観デザイナー

街路空間のデザインに係る業務等を行う者とし、同種・類似業務の実績(注）のうち（C）の実績を有する者であること。

1. 道路設計技術者

道路の設計業務等を行う者とし、技術士（建設部門　道路）またはRCCM（道路）のいずれかの資格を有する者であること。

　※兼任について

1. 管理技術者は道路設計技術者を兼ねることができる。ただし、技術士（建設部門　道路）またはRCCM（道路）のいずれかの資格を有すること。
2. まちづくりファシリテーターは景観デザイナーを兼ねることができる。
3. 照査技術者は他の技術者を兼ねることができない。

1. １つの事業者が単独（以下「単独事業者」という。）で参加する場合及び２つ以上の事業者が共同事業体（以下「共同事業体」という。）を結成して参加する場合に共通する要件
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと。
3. 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でないこと。
4. 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
5. 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
6. 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
7. 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定、平成31年４月１日改定）の規定による停止措置を受けていないこと。
8. 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月22日横浜市条例第51号）第２条第２号に規定する暴力団、条例第２条第４号に規定する暴力団員等、条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
9. 神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２項に違反している事実がないこと。
10. 同種・類似業務の実績（注）を有していること。
11. 単独事業者が参加する場合の要件

令和元・２年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者で、次のア、イの条件を全て満たすこと。

1. 営業種目：「土木設計」を１位登録しており、かつ、細目：「道路・橋梁等の設計」を登録している。
2. 営業種目：「建設コンサルタント等の業務」を２位登録しており、かつ細目：「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録している。
3. 共同事業体として参加する場合の要件

次のアからオの全てに該当すること。

1. 構成員は、共同事業体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務遂行に責任を持つことのできる者とすること。なお、参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
2. 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の単独事業者又は共同事業体の構成員となることはできない。
3. 構成員のうち１名以上は、令和元・２年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）の営業種目：「土木設計」を１位かつ、細目：「道路・橋梁等の設計」を登録していること。
4. 構成員のうち１名以上は、令和元・２年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）の営業種目：「建設コンサルタント等の業務」を２位以上かつ、細目：「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録していること。ただし、参加意向申出書の提出時までに登録申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していればこの限りではない。
5. 構成員が３名以上となる場合は、上記ウ、エを除いた構成員のいずれもが、令和元・２年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等または物品・委託）に搭載されていること。ただし、参加意向申出書の提出時までに登録申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していればこの限りではない。

（注）同種・類似業務の実績とは、平成21年度以降から公告日までの間に完了し、国または地方公共団体が発注した、賑わいの創出を目的とした街路等の不特定多数の者が利用する空間の再編整備に係る下記の全てを満たす業務をいう。ただし、各内容を含む、複数の業務及び構成員の実績を合算することで、全ての要件を満たすことができる。

1. 地域による街路等の空間活用に向けたワークショップの運営または運営支援
2. 地元協議会等との官民連携による社会実験の実施または実施支援
3. 公園や広場、街路など屋外公共空間におけるデザイン
4. 道路詳細設計及び平面交差点詳細設計

５　参加表明手続（参加意向申出書の提出）

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書（様式１）、誓約書（様式２）予定技術者経歴書（様式４）、企業（団体）の同種・類似業務の実績（様式５）と、共同事業体の場合は共同事業体協定書兼委任状（様式３）を提出し、応募をしてください。

1. 提出期限

令和２年３月17日（火）午後５時15分まで（必着）

1. 提出先

横浜市道路局企画課　　担当　森田、松本

住所：〒231-0017　横浜市中区港町２丁目６番地　横浜関内ビル８階

電話：045-671-2779

提出方法：郵送もしくは持参にて提出してください。

・郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

・持参の場合は、市役所開庁日の午前８時45分～午前12時、午後１時～午後５時15分の間に提出してください。

1. 提出書類
2. 参加意向申出書（様式１）
3. 誓約書（様式２）
4. 共同事業体協定書兼委任状（様式３）※共同事業体の場合

　　　　　令和元・２年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登録申請の必要な者が含まれる場合は、入札参加資格申請（令和元・２年度随時申請用）の「申請受付内容及び入札参加資格審査申請書の写し」を併せて提出してください。

1. 予定技術者経歴書（様式４）
	1. 照査技術者、管理技術者、各担当技術者につき、１枚ずつとします。
	2. 技術士登録証等の資格保有を証明する書類を添付資料としてください。
	3. TECRISの完了登録業務カルテ受領書、その業務カルテ等の業務実績を証明する書類を添付資料としてください。
	4. 業務分類の欄には、前述の(注)の(A)から(D)のうち、該当するものを記入してください。
2. 企業（団体）の同種・類似業務の実績（様式５）
3. TECRISの完了登録業務カルテ受領書、その業務カルテ等の業務実績を証明する書類を添付資料としてください。
4. 業務分類の欄には、前述の(注)の(A)から(D)のうち、該当するものを記入してください。
5. 共同企業体の場合は、構成員ごとに記入してください。

６　参加資格確認結果の通知

1. 参加意向申出者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、参加資格確認結果通知書（別紙１）を令和２年３月23日（月）に、Ｅメールにて通知します。参加資格を有することが確認できた場合には、あわせてプロポーザル関係書類提出要請書（別紙２）をＥメールにて送信します。
2. 参加資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により、その理由についての説明を求めることができます。なお、書面は、本市が参加資格確認結果通知書を発送した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く５日後の午後５時15分までに、参加意向申出書提出先まで提出してください。
3. 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く５日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

７　質問書の提出

　　参加資格を有する応募者は、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式６）の提出をお願いします。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

1. 提出期限

令和２年３月30日（月）午後５時15分まで（必着）

1. 提出先

横浜市道路局企画課　　担当　森田、松本

Ｅメール：do-kikakuhan@city.yokohama.jp

1. 提出方法

Ｅメールでの提出をお願いします。（ただし、着信確認を行ってください。）

1. 提出書類

質問書（様式６）

1. 回答日・回答方法

令和２年４月６日（月）　ホームページに掲載します。

質問書が多数の場合など、回答日が変更となる場合があります。

８　関係資料の閲覧について

参加資格を有する応募者は、本業務に関連ある資料について、以下の期間中に閲覧できます。閲覧希望者は必ず事前に日程を調整の上、来庁をお願いします。

　　なお、本業務に関連ある資料の一覧については、参加資格確認結果通知書と共に送付します。

1. 閲覧期間

令和２年３月23日（月）～令和２年５月１日（金）のうち、市役所開庁日の午前８時45分～午前12時、午後１時～午後５時15分の間。

1. 閲覧日程調整先及び閲覧場所

５(2)と同じ

９　提案書の内容

1. 提案書は、別添の所定の書式（様式７から様式13）に基づき作成してください。

ア　提案書表紙（様式７）

イ　業務実施体制（様式８）

ウ　管理技術者・担当技術者の同種・類似の業務実績（様式９）

1. 技術者１人につき５枚までとします。
2. 同種・類似の業務実績とは、９(2)に示す内容とします。
3. 提出に当たっては、最新の実績を優先してください。
4. TECRISの完了登録業務カルテ受領書、その業務カルテ等の業務実績を証明する書類を添付資料としてください。
5. 景観デザイナーについては、同種・類似業務における受賞歴のある場合は、受賞歴を証明する書類を添付してください。受賞歴とは、土木学会デザイン賞、グッドデザイン賞またはランドスケープコンサルタンツ協会賞等の受賞実績とします。
6. 業務及び工程計画（様式10）

　　　本業務で想定される作業内容や実施方針を具体的に整理するとともに、工程計画と業務を進める上での課題・検討事項をまとめてください。また、様々な専門性を有する業務を効果的、効率的に遂行する上での実施体制の考え方を提示してください。

　　　なお、表現方法は自由としますが、提案企業（団体）名がわからないようにしてください。

1. 提案書（様式11・12・13）

 添付資料１「提案にあたっての前提条件」を踏まえ、道路空間再整備のコンセプト及びデザイン、持続的な賑わい形成に向けたしくみづくり、社会実験の実施について、提案書を作成してください。なお、提案書には以下の(ｱ)から(ｳ)の項目について記載してください。

表現方法は自由としますが、提案企業（団体）名がわからないようにしてください。また、複数枚となる場合は、それぞれの様式を複写し、片面最大３枚までとしてください。イメージスケッチの様式、添付枚数は指定しませんが、サイズはA3とします。

1. 道路空間再整備のコンセプト及びデザイン

前提条件を踏まえ、賑わいや回遊性に資する道路空間再整備のコンセプトを様式11に記入してください。提案書には全体的なコンセプトのほか、道路空間活用のアイデア、舗装や道路付属物などの道路空間の構成要素と、それぞれに対するデザインの考え方を必ず明示してください。併せて、そのイメージスケッチを添付することも可とします。

1. 持続的な賑わい形成に向けたしくみづくり

前提条件を踏まえ、地域の機運醸成など、将来のまちづくり組織の設立、運営につながるワークショップ等の企画案を様式12に記入してください。また、本業務における開催時期だけでなく、地元等が自主運営に至るまでのプロセス及び回数も記入をしてください。

1. 社会実験の実施

前提条件を踏まえ、周辺道路も含めた交通への影響の確認や、賑わいや周辺地区との回遊性に資する社会実験案を様式13に記入してください。併せて、そのイメージスケッチを添付することも可とします。

1. 管理技術者・担当技術者の同種・類似の業務実績

下記のアからエの各技術者について、それぞれに示した同種・類似の業務実績について、記入してください。ただし、平成21年度以降から公告日までの間に完了し、国または地方公共団体が発注した賑わいの創出を目的とした街路等の不特定多数の者が利用する空間の再編整備に係る業務実績とします。

1. 管理技術者
2. 地域による街路等の空間活用に向けたワークショップの運営または運営支援
3. 地元協議会等との官民連携による社会実験の実施または実施支援
4. 公園や広場、街路など屋外公共空間における空間のデザイン
5. 道路詳細設計及び平面交差点詳細設計
6. まちづくりファシリテーター
7. 地域による街路等の空間活用に向けたワークショップの運営または運営支援
8. 地元協議会等との官民連携による社会実験の実施または実施支援
9. 景観デザイナー
10. 公園や広場、街路など屋外公共空間における空間のデザイン
11. 道路設計技術者
12. 道路詳細設計及び平面交差点詳細設計
13. 提案書の作成にあたっては、次の項目に留意してください。

ア　提案は、考え方を簡潔に記述してください。

イ　文字の大きさは、注記等を除き、原則10ポイント以上の大きさとしてください。

ウ　多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写をしますので、見やすさに配慮してください。

エ　提案書の様式は拡大・縮小等の変更をしないでください。

オ　片面のみの記載としてください。

10　提案書の提出

1. 提出部数

紙：10部、電子データ：１部（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）

1. 提出期限

令和２年５月１日（金）午後５時15分まで（必着）

1. 提出先

５(2)と同じ

1. 提出方法

５(2)と同じ

1. その他
	1. 提案書は、様式７～13の一式およびイメージスケッチをフラットファイルに綴じこみ、インデックスをつけてください。（ファイル、インデックスの様式は特に指定しません。）
	2. ファイルの背表紙、表表紙には、「令和２年度みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備に向けたデザイン及び詳細設計委託　提案書」、「社名」を記してください。
	3. ファイル、インデックス、参考見積書及びイメージスケッチを除き、所定の様式以外の書類については受理しません。

11　評価基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 業務実施体制 | ①市内中小企業の参加 | 市内中小企業かどうか（共同企業体の場合、市内中小企業の構成員数の割合） | 40 | 300 |
| 管理技術者 | ②実績内容 | 同種・類似業務(注1)の(A)から(D)まで幅広い実績がある。 | 80 |
| まちづくりファシリテーター | ③実績内容 | 同種・類似業務(注1)の(A)及び(B)において、実績がある。 | 60 |
| 景観デザイナー | ④実績内容 | 同種・類似業務(注1)の(C)において、実績及び受賞歴(注2)がある。 | 60 |
| 道路設計技術者 | ⑤実績内容(注3) | 同種・類似業務(注1)の(D)において、実績がある。 | 60 |
| 業務実施方針等 | ⑥業務実施計画 | ・業務内容を理解・把握し、作業内容や実施方針が整理されている。・業務内容にあった工程となっている。・業務を進める上での課題・検討事項が整理されている。・業務を効率的・効果的に遂行するための実施体制が組まれている。 | 20 | 80×9人＝720 |
| ⑦提案内容 | ア　道路空間再整備のコンセプト及びデザイン* 前提条件を踏まえた実現可能な提案である。
* 賑わいや回遊性の向上に資する居心地がよく歩きたくなる道路空間である。
* 歩行空間の拡充をしつつ、自転車を含めた車両の通行空間が確保された提案である。
* 関内・関外の新たなシンボルとして開港の街、横浜にふさわしい独自性のあるデザインである。
* 維持管理にも配慮された内容となっている。
 | 30 |
| イ　持続的な賑わい形成に向けたしくみづくり* 前提条件を踏まえた実現可能な内容となっている。
* 地域の機運醸成や将来のまちづくり組織の設立・運営につながる内容となっている。
* 実現に向けた具体なプロセスが提案されている。
 | 15 |
| ウ　社会実験の実施* 前提条件を踏まえ、安全性を考慮した実現可能な内容となっている。
* 設計や今後の利活用につながる効果的な実験内容になっている。
* 経済性を考慮した具体的な内容となっている。
 | 15 |
| その他 | ⑧取組意欲 | 企業・担当者の取組意欲があるか。 | ５ | 20×9人＝180 |
| ⑨理解度 | 業務に係る広い視野と深い知見を有している。 | 10 |
| ⑩資料作成能力 | 説明内容が整理され、わかりやすい資料が作成されているか。 | ５ |

（注1）同種・類似業務とは、平成21年度以降から公告日までの間に完了し、国または地方公共団体が発注した、賑わいの創出を目的とした街路等の不特定多数の者が利用する空間の再編整備に係る下記の業務をいう。

1. 地域による街路等の空間活用に向けたワークショップの運営または運営支援
2. 地元協議会等との官民連携による社会実験の実施または実施支援
3. 公園や広場、街路など屋外公共空間における空間のデザイン
4. 道路詳細設計及び平面交差点詳細設計

 （注2）受賞歴とは、同種・類似業務の (C)に係る、土木学会デザイン賞、グッドデザイン賞またはランドスケープコンサルタンツ協会賞等の受賞実績をいう。

　(注3) 管理技術者と道路設計者が兼務する場合は、⑤の評価及び配点は行わない。

12　ヒアリング

　　当初は提案内容に関するヒアリングを、プレゼンテーション形式にて行う予定でしたが、令和２年４月７日に発令された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言への対応として、ヒアリングは書面にて実施しますので、下記の追加資料について提出をしてください。

・提出した提案書あるいは提案書に記載している内容のみで構成したプレゼンテーションソフト等で作成した資料

・上記資料を口頭説明するにあたってまとめた補足資料

(1) 追加資料の提出について

ア 提出 電子データ

イ 提出期限 令和２年５月20 日（水）午後５時まで（必着）

ウ 提出先 横浜市道路局計画調整部企画課

担当 大平、松本

電 話 045-671-2779

E-mail do-kikakuhan@city.yokohama.jp

　 エ 提出方法 電子メール

（注意） ・電話にて着信確認を行ってください。

オ 追加資料の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

* + いずれも任意の様式としますが、PDF形式にて提出してください。
	+ 提出された書類は、返却しません。
	+ 枚数に制限はありませんが、提案内容の変更は認められません。
	+ 提案企業（団体）名がわからないようにしてください。
	+ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言への対応のための代替措置であり、プレゼンテーション予定だった資料の提出を求めるものです。質疑応答を含め60分で説明できる資料と想定し、作成してください。

13　提案書等に関する質問回答

提案内容について、市より書面にて質問する場合があります。

(1) 質問書の送付

ア 送付時期 令和２年５月28 日(木)頃

イ 送付方法 電子メール(質問がない場合にも通知します)

送付元E-mail do-kikakuhan@city.yokohama.jp

(2) 回答書の提出

ア 提出期限 令和２年６月４ 日(木)頃

詳細な期限は質問書送付の際に明示します。

イ 提出先 横浜市道路局計画調整部企画課

担当 大平、松本

電 話 045-671-2779

E-mail do-kikakuhan@city.yokohama.jp

ウ 提出方法 電子メール

（注意） ・電話にて着信確認を行ってください。

エ 回答書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

　回答書の様式を市で用意しますので、そちらに記入してください。

14　評価委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

なお、評価委員会は非公表とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 道路局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会 | 令和２年度みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備に向けたデザイン及び詳細設計委託プロポーザル評価委員会 |
| 所掌事務 | プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること | プロポーザルの評価・特定に関すること |
| 委員 | 道路局局長総務部長計画調整部長道路部長建設部長横浜環状道路担当理事横浜環状北西線建設部長河川部長総務課長事業所管課長（令和２年１月現在） | 道路局　道路部長（委員長）　道路部施設課長道路部管理課長計画調整部長　計画調整部企画課長都市整備局　都心再生部担当部長　都心再生部都心再生課都心再生担当課長企画部都市デザイン室長中区　中土木事務所副所長 |

　※提出された提案書のデザイン面・構造面・景観面等の妥当性及び実現可能性等について学識経験者より意見を聴取します。

　　　学識経験者（敬省略　五十音順）

野原　卓 横浜国立大学都市イノベーション学府准教授

福井 恒明 法政大学デザイン工学部教授

15　評価結果の通知

1. ヒアリング実施後、令和２年６月17日（水）までに提案書提出者全員に対して、評価結果通知書（別紙３）を電子メールにて送信します。
2. 上記(1)について、着信確認の返信を行ってください。
3. 特定に至らなかった旨の通知を受けたヒアリング参加者は、書面により、その理由についての説明を求めることができます。

なお、書面は、本市が結果通知書を発送した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く５日後の午後５時15分までに、提案書提出先まで提出してください。

1. 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く５日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

16　留意事項

1. 提案書の作成、提出及びヒアリング等に係る費用は、応募者の負担とします。
2. 以下の条件に該当した場合、プロポーザルは無効となります。
3. 提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
4. 提案書作成要領に指定する提案書等の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
5. 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
6. 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
7. 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
8. 虚偽の内容が記載されているもの
9. 本プロポーザルに関して委員会委員、意見を聴取する学識経験者との不正な接触があった者
10. 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語　　日本語

イ 通貨　　日本国通貨

1. 契約書作成の要否

要する。

1. プロポーザルの取扱い
2. 提出された書類等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。
3. 提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
4. 提案書等に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせることがあります。
5. 提出された書類は返却しません。
6. プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては本市と協議を重ねながら行いますので、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

 (6) 知的財産権及び提案書の取扱い

1. 知的財産権
2. 著作権の帰属

受託候補者の提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は本市に帰属し、それ以外の提案書に係る著作権はそれぞれの応募者に帰属します。

1. 産業財産権

提案書に関する産業財産権（特許権、意匠権等）は応募者に帰属しますが、受託候補者の提案書に係る産業財産権については、本市がみなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備等に関し使用することに対して、特段の対価なく承諾したものとみなします。

なお、産業財産権確保のために必要な諸手続は、各応募者において行ってください。

1. 第三者の知的財産権

提案書において、第三者の知的財産権に属する事項が含まれている場合は、各応募者の責任において権利者の許諾（みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備等において使用等されることを含む。）を得るようにしてください（許諾を得ている場合は、権利の名称、権利者の氏名、許諾を得た年月日を提案書に表記してください。）。

応募者が当該許諾を得なかった場合でも、本市は原権利者に対し一切の責任を負いません。また、知的財産権に係る争訟によりみなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備等に遅延等が生じた場合は、損害賠償責任を負うことがあります。

1. 改築等の取扱い

受託候補者の提案書に基づく建設後における改築、修繕等については、著作権法第20条第２項２号に該当することから、市の任意において行うことができるものとします。

1. 提案書の取扱い
2. 提出された提案書等は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
3. 提出された提案書等は、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。
4. 提出された提案書の所有権は本市に帰属するので、返却はいたしません。また、損傷等した場合においても、本市は一切の責任を負いません。

(7) その他

* + 1. 提案書等に記載した内容を変更することはできません。
		2. 提案書等に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
		3. プロポーザル実施のために本市が作成した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできません。
		4. 提案書等の提出は、１者につき１案のみとします。
		5. 特定された提案書等を提出した応募者とは、後日、特定された提案書等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。
		6. 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
		7. 提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに本市に連絡するとともに、書面にて申し出てください。
		8. 令和２年度概算業務価格（上限）は、176,000千円（税込）です。
		9. 提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。様式は自由ですが、業務説明資料の５　業務概要に示す(1)から(13)の項目に沿って内訳を作成してください。また、人工を明記してください。
		10. 停止条件

本業務は、令和２年度予算が横浜市議会において議決されること及び令和２年度の国費予算要求に基づき実施するものです。

予算の議決がなされないとき及び補助事業の交付決定がなされないときは、契約しませんのでご了承ください。